



地域療育センターの管理運営業務



南部地域療育センター



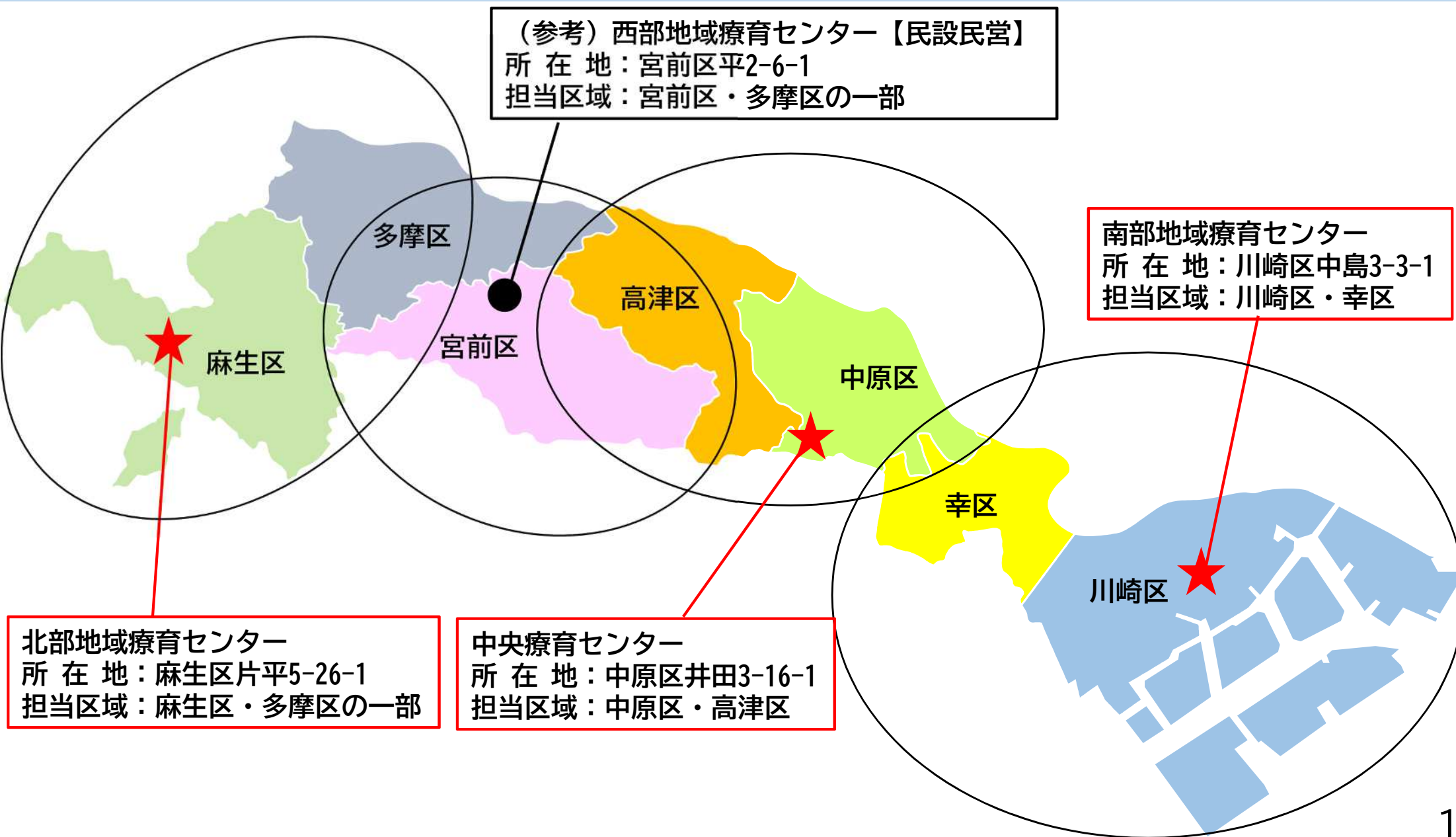
中央療育センター



北部地域療育センター

健康福祉局 障害保健福祉部 障害者施設指導課

地域療育センターについて①



地域療育センターについて②



○ 概要

情緒障害・言語障害・聴覚障害・視覚障害・肢体不自由などの障害がある児童、それらの疑いのある児童に対し、相談・診察・検査・評価・療育・訓練などを行う総合的な支援機関です。

児童福祉法上の「児童発達支援センター」に位置付けられており、児童発達支援（福祉型・医療型）などの支援を行うとともに、保育所・幼稚園・特別支援学校等の関係機関と連携して、保育所等訪問支援などの後方支援なども行います。

施設名	担当区域	所在地	延床面積(階数)	定員	
南部地域療育センター	川崎区・幸区	川崎区中島3-3-1	2,659.98㎡ (1階)	福祉型児童発達支援	40名
				医療型児童発達支援	40名
中央療育センター	中原区・高津区	中原区井田3-16-1	2,971㎡ (入所棟2階、 通所棟3階)	入所	50名
				通所	福祉型児童発達支援 50名 医療型児童発達支援 50名
西部地域療育センター	宮前区・多摩区の一部	宮前区平2-6-1	2,661.17㎡ (3階)	福祉型児童発達支援	50名
				医療型児童発達支援	10名
北部地域療育センター	麻生区・多摩区の一部	麻生区片平5-26-1	2,113㎡ (2階)	福祉型児童発達支援	50名
				医療型児童発達支援	10名



○ 第5次かわさきノーマライゼーションプラン上の位置付け

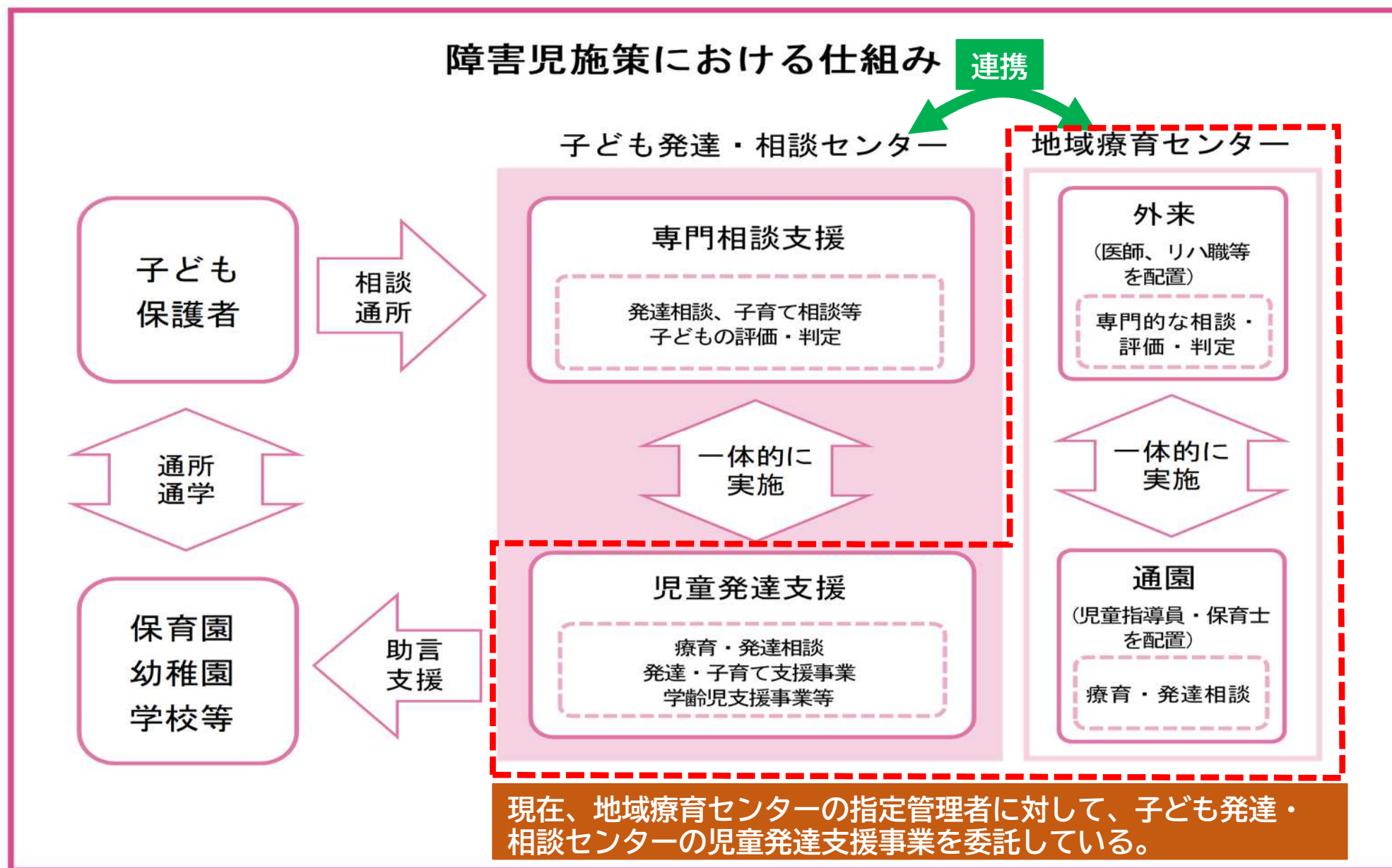
(3) 障害児施策

本市では、発達に心配のある子どもに関する相談や、保育所・幼稚園・学校等における対応件数が急増しており、専門的な支援を提供する地域療育センターにおいて、新規相談の待機期間の長期化や、関係機関に対する助言・支援機能が低下するなどの課題が生じています。

このため、発達に心配のある子どもの相談支援ニーズに対応する「子ども発達・相談センター」を整備するとともに、地域療育センターについては、障害者手帳の取得が見込まれるなど、より専門的な支援が必要な子どもに対象を特化することとし、支援体制を整備します。

この体制により、障害・発達特性に応じた相談支援を適時適切なかたちで提供しながら、保育所・幼稚園・学校等に対する助言・支援を一体的に提供できるようにすることで、障害児（疑いを含む）を支援する関係機関が一体となって、未就学児から就学児まで一貫した支援を展開していくことを目指します。

障害児施策について（仕組み図）



運営手法について



○ 運営手法

※ 西部地域療育センターについては、民設民営により運営

施設名	運営手法	指定管理期間	指定管理の状況		指定管理料（年額） 【令和5年度】
南部地域療育センター	指定管理者制度 （利用料金制）	5年間	第1期	平成26年4月1日から 平成31年3月31日まで	323,707,000 円
			第2期	平成31年4月1日から 令和6年3月31日まで	
北部地域療育センター	指定管理者制度 （利用料金制）	5年間	第1期	平成27年4月1日から 令和2年3月31日まで	268,429,000 円
			第2期	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで	
中央療育センター	指定管理者制度 （利用料金制）	5年間	第1期	平成23年4月1日から 平成28年3月31日まで	589,444,000 円
			第2期	平成28年4月1日から 令和3年3月31日まで	
			第3期	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで	



○ 指定管理施設における主な業務内容

3療育センター共通

- ・ 児童発達支援に関すること【通園事業】
- ・ 医療型児童発達支援に関すること【通園事業】
- ・ 居宅訪問型児童発達支援に関すること【通園事業】
- ・ 保育所等訪問支援に関すること【通園事業】
- ・ 障害児相談支援、特定相談支援事業及び心身障害の疑いのある児童に対する相談に関すること【地域支援事業】
- ・ 障害児及び心身障害の疑いのある児童に対する医学的、心理学的及び社会的な診断、治療、検査及び評価に関すること【外来診療事業】
- ・ 障害児等に対する療育訓練及び指導【外来診療事業】
- ・ 地域関係諸機関への技術援助及び情報の提供に関すること【地域支援事業】
- ・ 学習や遊戯指導等の家庭支援員に関すること【地域支援事業】
- ・ 施設の維持管理に関する業務
- ・ その他施設の設置目的を達成するために必要な業務に関すること

中央療育センターのみ

- ・ 障害児入所支援に関すること
- ・ 短期入所
- ・ 障害児日中一時支援
- ・ 障害児入所支援の利用者の地域移行に関すること
- ・ 難聴児講演会に関する業務【地域支援事業】

支援体制について



【通園事業】

＜支援内容＞

児童発達支援、居宅訪問
型児童発達支援、保育所等
訪問支援 など

【地域支援事業】

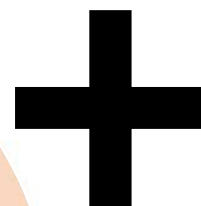
＜支援内容＞

障害児相談支援、
特定相談支援 など

【外来診療事業】

＜診療科＞

小児科、児童精神科、
小児神経科、耳鼻科
リハビリテーション科



【入所支援事業】

指定管理導入施設では、
中央療育センターのみ

職員配置について



【必要な職員（職種）】

- 医師（常勤医師1名以上）
- 制度・請求に精通した常勤職員（社会福祉士等）1名以上
- 看護師
- 保育士・児童指導員
- 心理士
- 理学療法士
- 作業療法士
- 言語聴覚士
- ソーシャルワーカー
- 相談支援専門員
- その他法令の基準上求められている職種

幅広く専門性の高い職員の配置が必要

今後のスケジュールについて



※ 現時点での想定スケジュールです。今後、変更となる可能性があります。

施設	令和5年度	6年度			7年度	8年度
北部地域療育センター	募集予告・仕様作成など	4～5月頃 募集開始	7月頃 選定委員会開催	9月頃 次期指定管理者の指定	業務準備・引継ぎ	管理運営業務の実施
中央療育センター	募集予告・仕様作成など		6～8月頃 募集開始	10月頃 選定委員会開催	12月頃 次期指定管理者の指定	業務準備・引継ぎ
						管理運営業務の実施

なお、南部地域療育センターについては、令和6年度の管理運営業務開始に向けて、既に選定委員会を終了していますので、こちらに記載はしていません。

お聴きしたいことについて



- 事業者が参画する際の障壁等についての確認
- 新たに業務を引き継ぐことになった場合に生じる費用等の負担や引継ぎ期間についての考え方
- 必要な人材を確保しつつ、効率的な運営による経費削減の可能性
- 地域における療育等の拠点施設として、保育所や学校などの関係機関との連携により、センター以外における療育に関する知識やスキルを向上させるための手法等に関する提案

